



近畿ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年4月7日

令和6年5月1日にお知らせした以下の近畿ブロックの審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、その後、検討を重ねた結果、審査上の全国統一取決として一義的に取りまとめるべきものではなく、個々の診療報酬明細書の記載内容に応じ審査判断されるものとして、当ブロックにおける審査上の取扱いとしては削除することとなりましたのでお知らせします。

(※) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

【近畿ブロック取決事項】

歯科

No.	取扱い	根拠	備考
1	原則として、短期で再度の有床義歯床下粘膜調整処置の算定を認める。	義歯床用短期弾性裏装材は、1週間程度軟らかさを保つものがほとんどであるが、材料によっては添付文書に短期で再調整を要する旨記載されているものもある。	削除(適用診療月: 令和8年7月診療分)

本件に関する問合せ先

近畿審査事務センター

混合歯科審査室 歯科審査第1課 (TEL:06-7222-1061)